

募集型・受注型団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 高松市内及び三木町・綾川町・直島町内に1泊以上の宿泊を伴う旅行の募集型・受注型団体旅行商品（以下「団体旅行」という。）に対し、観光客の誘致拡大を目的に助成要件を満たす団体旅行に限り助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、助成要件を満たす団体旅行を企画実施した旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 それぞれ助成対象とする内容の要件をすべて満たし、事前に公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長（以下「理事長」という）に助成金を申請し、理事長が承認した団体旅行とする。

- (1) 高松市内及び三木町・綾川町・直島町内の宿泊施設に1泊以上の宿泊をするものとする。ただし、三木町・綾川町・直島町内の施設に宿泊する場合は、高松市内の観光地を1か所以上訪問・滞在するものとする。
- (2) 香川県外から出発し、当該年度の3月31日までに、出発地に帰着するものとする。
- (3) 宿泊施設が、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（以下「当財団」という。）賛助会員施設であるもの。
- (4) 1団体（台）の構成人数が15名以上であるもの。ただし、1事業（企画・企業・団体）につき10団までとする。
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。
 - ア 企画された商品が、高松市および近隣町への観光目的でないもの（宗教、政治、興行・大会等への参加を目的とするもの、ならびに、公序良俗に反する内容と判断されるとき）
 - イ 受注型企画旅行の場合、発注元が、宗教、政治を目的とする団体
 - ウ 募集型企画旅行の場合、チラシ等に高松を紹介する文章・写真等が記載・掲載されていないとき
 - エ その他、理事長が不相当と認めるもの

(助成額)

第4条 助成額は、以下のとおりとする。

- (1) 1団体（台）あたり 30,000円
- (2) 前1号で貸切バスを利用した場合は、旅程（2回以上予定されている場合は、1回の旅程）が完了したときを1台とする。
- (3) 第1号で貸切バスを利用しない場合は、旅程（2回以上予定されている場合は、1回の旅程）が完了したときを1団体（台）とする。

(助成金対象期間)

第5条 助成金対象期間は、次に定める期間とし、団体旅行が、帰着する日を基準に、その団体旅行がどの期間に属するかを決定するものとする。

- (1) 上期 4月1日から9月30日まで
- (2) 下期 10月1日から翌年3月31日まで

(予算額)

第6条 理事長は、前条各号に定める期間内の予算額をあらかじめ定め、その予算額を超えて申請があった場合には、第7条に定める申請を受け付けることはできない。ただし、申請者に対し、キャンセル待ちである旨を伝えた場合に限り、第8条に定める交付決定通知は行わないまま、申請を受け付けることができる。

2 第8条により交付決定を受けた団体旅行が、催行されなかったため、または、催行されても助成要件を満たすことができなかつたため助成金の対象とならないことが、第9条、ならびに、第10条の定めにより確認できた場合、前項ただし書きに規定する申請を受け付けた順に、予算額までの交付決定を行うことができる。

3 上期期間内のすべての団体旅行の実績報告が終了し、かつ、予算に余りがある場合には、上期の余りの予算額は、下期予算額に上乗せすることができる。

(申請)

第7条 助成金申請書の様式は別記第1号様式とし、関係書類とともに事前に理事長に提出するものとする。

(助成金交付決定)

第8条 理事長は、申請に基づき助成の可否の決定を行い、申請者に対し通知する。

(助成の条件及び特記事項)

第9条 助成金交付の目的を達するため、助成事業申請者は次の号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、又は事業を廃止する場合には、事前に理事長に変更・廃止申請書(別記第2号様式)を提出し、その承認を受けること。
- (2) 虚偽の申請や報告がなされた場合は、助成金の支払を取り消すこととする。
- (3) 高松市及び当財団の実施する他の助成事業との重複は認めない。
- (4) 事業費が予算の範囲を超える場合は、申請を受理しないものとする。
- (5) その他要綱に定めのない事項については、助成事業者と当財団が協議して定めるものとする。

(実績報告等)

第10条 助成事業者は、交付決定を受けた期間に個別の催行実績があった場合、その催行が完了した日のあった月のすべての実績を、別記様式第5号による月次報告書により、翌月10日までに報告を行うものとする。なお、別記様式第4号

による請求書も同時に提出することとする。また、交付決定を受けた最終の月は、月次報告書に加え、別記様式第3号による実績報告書を提出しなければならない。

2 前号の規定にかかわらず、申請期間が1日からその月の末日までの間であった場合は、月次報告書は、省略できるものとする。

3 助成事業者は、交付決定を受けた期間に催行実績がなかった場合においても、別記様式第3号により実績報告を行わなければならない。

(助成金の交付)

第11条 前条の実績報告書の提出後、その内容を審査の上、助成金を交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないものに関しては、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成22年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

理事長 松村 元起 殿

（申請者）

所在地

名称

代表者職氏名

㊟

募集型・受注型団体旅行誘致促進事業助成金交付申請書

下記のとおり事業を実施しますので、募集型・受注型団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱に基づき助成金の交付を申請します。

記

1 旅行商品名

2 旅行商品種別 募集型泊旅行 ・ 受注型泊旅行

3 計画期間 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）

4 計画本数 _____ 本

5 計画人数（合計） _____ 人

6 申請台数 _____ 台

7 販売開始日 平成 年 月 日（予定）

8 パンフレット印刷予定枚数 _____ 枚

9 添付書類

- ・旅行商品企画書（日程表）、パンフレットの企画書

平成 年 月 日

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

理事長 松村 元起 殿

（申請者）

所在地

名称

代表者職氏名 ㊟

募集型・受注型団体旅行誘致促進事業 変更・廃止承認申請書

平成 年 月 日付 公財高観コ第 号により助成交付通知のありました団体旅行について下記のとおり変更・廃止したいので、募集型・受注型団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱第7条1項の規定により申請します。

記

1、旅行商品名

2、変更・廃止の理由

3、変更・廃止の内容

平成 年 月 日

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
 理事長 松村元起様

所在地

名称

代表者氏名 ⑤
 (個人にあつては、住所および氏名)

募集型・受注型団体旅行誘致促進事業 月次報告書

平成 年 月 日付け公財高観コ第 号により助成金の交付決定を受けた下記商品について、次のとおり募集型・受注型団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて、月次の実績報告をします。

1 月期および助成額	平成 年 月期	円 (D)
2 旅行商品名		
3 旅行商品種別	募集型泊旅行 ・ 受注型泊旅行	
4 催行本数、利用人数 およびバス台数	本	人 台 (A)
5 前月期までの交付 対象台数の合計	台 (B) ※A+B が10団体 (台) を越える場合、Cの団体 (台) は、 10からBを引いた台数となります。	
6 今月期の助成対象 台数および金額	@ , 000×	台 (C) =¥ , 000- (D)
7 添付書類	利用人数証明書 ・「宿泊代金領収書コピー」またはこれに準ずるもの バス利用台数証明書 ・利用台数の内訳がわかる「領収書のコピー」またはこれに準ずるもの	

